

1 市町村糖尿病性腎症重症化予防アドバイザー派遣事業

【目的（背景）】

○ 小規模市町村では、保健師が少なく、また、重症化予防に関する専門知識や経験が乏しく十分な保健指導の実施が難しい。

➡ 人材的支援により知識の付与等の人材育成の取組を促進

【事業内容】

- (1) 対象市町村
小規模市町村（国保被保険者数3,000人未満）の要望による。
- (2) 派遣形態
・市町村の計画に基づき、実施計画を策定し、アドバイザーを派遣
※アドバイザー：専門知識及び市町村勤務経験のある保健師を想定
- (3) 業務内容
・糖尿病性腎症重症化予防にかかるデータ分析等支援
・保健指導の訪問同行、電話等による保健指導
・かかりつけ医との連携支援 等

【当初予算（案）額】 1,911千円

2 市町村国民健康保険健康長寿支援（地域・職域連携推進）モデル事業

【目的（背景）】

○ 健診受診率をみても、働き盛り世代の40～50歳代は高いが、退職後の60～74歳は低下するなど、健康増進の取組に課題がある。

➡ 被用者保険（協会けんぽ）と国保が連携し、切れ目のない健康づくり支援体制の整備をめざす

【事業内容】

- 協会けんぽ及び市町村と連携した保健事業の実施（市町村の実情に応じてモデル的に実施）
 - ・対象市町村の選定
市町村の要望、また、協会けんぽの希望する市町村を想定
 - ・講演会、セミナー、体験型教室、相談会等の開催〔委託〕
- 退職後国保加入者への支援方策のとりまとめ
※今後の方向性：次年度以降は小規模町村での共同実施や圏域での実施など、全県下での実施を視野に入れて展開

【当初予算（案）額】 4,858千円

※ その他、健康増進課と連携した支援

3 国民健康保険市町村支援事業

(1) 健康課題の見える化（国保ヘルスアップ支援員） (2) 市町村の保健事業推進支援

(3) 生活習慣病重症化予防評価支援事業（委託事業） 【当初予算（案）額】 8,684千円

④ 4 国民健康保険市町村保健事業支援事業

【目的（背景）】

- 市町村の保健事業に対し、都道府県が必要な支援を実施する役割が規定（国民健康保険法第82条の第11項）
- 市町村における健康・医療情報の横断的・総合的な分析、保健事業の推進に課題がある市町村への助言及び支援など、積極的な役割を果たすことが求められている。（国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針）

➡ KDB等のデータを活用して保健事業の取組評価を行うとともに、医療圏ごとの広域的な分析等を行い、市町村国保における保健事業の効果的・効率的な実施を支援

【事業内容】

各県保健所にKDB（国保データベース）システムを導入、保健師等を配置し、市町村保健事業の支援を強化

KDBシステムの活用強化

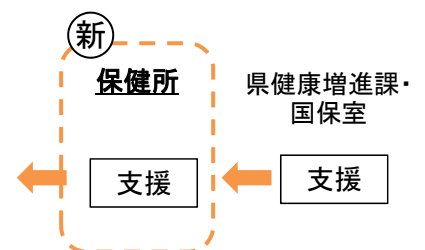


- R2から法改正により、市町村の同意を得て、県のKDBシステムにおいても、健診データや医療費情報など国保被保険者の個人情報を見ることが可能
- R3から県各保健所にもKDBシステムを配置して、各圏域・管内市町村ごとの健診・医療データの詳細を継続的に分析し、管内市町村の支援に役立つ。



各市町村ごとの健康課題を一緒に考え、実施できる体制の構築

- ① 管内市町村への直接支援
管内市町村の健康課題の明確化・解決策の検討 → 事業の優先順位付けや事業評価指標の設定、事業評価の実施
- ② ①に必要な体制の構築
医療機関等との連携・協力体制の構築



【当初予算（案）額】 63,668千円

新 5 市町村国保糖尿病等生活習慣病治療中断者支援事業

【目的（背景）】

- 糖尿病等の生活習慣病は自覚症状が乏しいため、治療の継続が難しく、治療中断者が多い。〔国保：約3,000人〕
- 治療を中断することで、糖尿病等の生活習慣病の病状が重症化し、合併症を併発等する者の増加が予測される。

➡ 糖尿病等の生活習慣病治療中断者への受診勧奨等の支援により、市町村国保が実施する糖尿病等の生活習慣病の重症化予防の取組を促進

【事業内容】

1) 糖尿病等の生活習慣病の治療中断者への受診勧奨事業 ※5市町村でモデル的に実施

- ① 市町村国保加入者の健診データ・レセプトデータを分析し、受診勧奨対象者を抽出

治療中断者の抽出

- ・糖尿病等の生活習慣病についての確定傷病名かつ治療薬の処方があるもの。
- ・直近6か月以上、糖尿病等の生活習慣病の傷病名、検査、治療薬の処方のいずれも記録がないもの。

- ② ナッジ理論（※）の手法を活用し、対象者の特性に応じた効果的な勧奨資材の作成
（※ナッジ理論：強制するのではなく、自発的に行動するよう誘導する仕掛けや手法）
- ③ 受診勧奨による、効果の検証



<勧奨ハガキの一例>

2) 糖尿病等生活習慣病の治療中断者に対する受診勧奨等保健指導の介入方法の検討

モデル的に実施した受診勧奨事業により、糖尿病性腎症重症化予防の取組の効果的・効率的な介入方法の標準的なモデルの構築を目指すとともに、事業効果を検証することで市町村国保における事業展開の支援を行う

- ・実施方法 ワーキンググループによる検討
- ・検討内容 対象者の選定基準、受診勧奨等保健指導の介入方法、勧奨効果を高める介入時期等の検討

【事業主体】 長野県国民健康保険団体連合会（県から委託）

【当初予算（案）額】 23,745千円

新 6 市町村国保の適正服薬指導に対する薬剤師会連携推進事業

【目的（背景）】

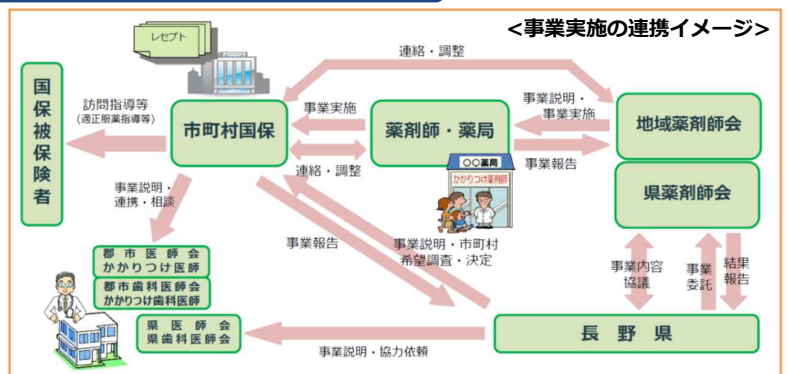
市町村国保が実施する服薬管理に関する保健指導の実効性を高めるため、地域の薬剤師会と連携した取組のモデル事業を実施する。

1) 市町村国保が実施する適正服薬のための保健指導に対する支援

市町村保健師が、服薬管理に問題を抱える者やその家族に対して保健指導を行う際に、薬剤師による適正服薬に向けた助言・支援を受ける。

<対象者の例>

- ・糖尿病性腎症重症化予防事業対象者のうち薬学的管理に問題のある者
- ・その他保健師等の訪問において薬学的管理などに問題のある者



2) 適正服薬のための保健指導用教材の作成及び研修会の開催

保健指導用教材の作成

- 市町村国保の専門職（保健師・看護師等）が訪問や面談などの保健指導場面で、対象者に説明する際に活用することを想定

【テーマ・内容案】

- ・薬との付き合い方、正しい服用方法のパンフレット
- ・糖尿病治療者向けのパンフレット など

適正服薬に向けた効果的な保健指導のための研修会の開催

- 県内全市町村職員（保健師、看護師、事務職等）を対象に、全県域あるいは地域単位で適正服薬指導の資質向上を図る研修会を開催

【テーマ・内容案】

- ・かかりつけ薬剤師・薬局との連携、ポリファーマシー対策
- ・重複・多剤服薬等の現状や保健指導に必要な服薬管理の知識
- ・薬の作用、副作用、機序など保健指導に必要な薬理学の知識 など

【事業主体】 長野県薬剤師会（県から委託）

【当初予算（案）額】 7,069千円